

議案第19号

幕別町創生総合戦略審議会条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として、幕別町創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 幕別町創生総合戦略（次号において「総合戦略」という。）の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。